

(現状)

○H10年に**自殺者数が3万人**を超え、以降、10年連続で高い水準で推移

欧米の先進諸国と比較しても高い水準

○世代別の自殺の現状

- ・将来ある子どもの自殺や20代、30代のインターネット自殺が問題化
- ・心理的、社会的負担の大きい中高年男性が自殺者急増の主要因
- ・高齢者は、健康問題に加え、介護、看病疲れも課題

(基本認識)

◇**自殺は追い込まれた末の死**

- ・多くの自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、社会的要因を含む**様々な要因**が複雑に関係して、心理的に**追い込まれた末の死**
- ・自殺者の多くは、自殺の直前にうつ病等の精神疾患に罹患

◇**自殺は防ぐことができる**

- ・制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という**社会的な取組**
とうつ病等の精神疾患に対する適切な治療により予防が可能

◇**自殺を考えている人はサインを発している**

- ・**家族や同僚の気づきを自殺予防につなげていくことが課題**

基本的考え方

○**社会的要因も踏まえ総合的に取り組む**

- ・働き方の見直しや再チャレンジが可能な社会の構築、失業、多重債務等の相談支援体制の整備
- ・うつ病の早期発見、早期治療
- ・命の大切さの理解を深めるとともに、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組
- ・マスメディアの自主的な取組への期待

○**国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む**

○**自殺の事前予防、危機対応に加え、未遂者や遺族等への事後対応に取り組む**

○**関係者が連携して包括的に支える**

○**実態解明を進める**
当面、これまでの知見に基づき施策を展開

○**中長期的視点に立って、継続的に進める**

当面の重点施策

- 自殺の実態を明らかにする
- 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- 心の健康づくりを進める
- 適切な精神科医療を受けられるようにする
- 社会的な取組で自殺を防ぐ
- 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ
- 遺された人の苦痛を和らげる
- 民間団体との連携を強化する

自殺対策の数値目標

- H28年までに、自殺率を20%以上減少
- なお、一人でも多くの自殺を考えている人を救うため、早期の目標達成に努力
- 目標達成の場合、見直し期間にかかわらず数値目標を見直す

推進体制等

- 特異事案の発生等の通報体制を整備
- 市町村における自殺対策担当部局等の設置を推進
- 評価見直しへの民間有識者の関与
- 5年後を目途に見直し

自殺総合対策大綱改正のポイント

太字が追加部分
黒丸が厚生労働省関係

自殺を予防するための当面の重点施策

- 1 自殺の実態を明らかにする
- 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- 4 心の健康づくりを進める
- 5 適切な精神科医療を受けられるようにする

●うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等について、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、自助活動に対する支援等を行う。

また、思春期・青年期において精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者について、救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた連携体制の構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、精神疾患の早期発見、早期介入のための取組を推進する。

- 6 社会的な取組で自殺を防ぐ

○インターネット上の自殺関連情報対策の推進

第三者に危害を及ぼすおそれの高い物質の製造方法を教示し、その製造を誘引する情報について、プロバイダ等が契約約款に基づき削除するよう依頼するインターネット・ホットラインセンターの取組に対する支援を行う。

また、第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応の在り方について、明確化を図る等の対策を推進する。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。

- 7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ
- 8 遺された人の苦痛を和らげる
- 9 民間団体との連携を強化する

推進体制等

- 1 国における推進体制

○特異事案の発生等の通報体制を整備するとともに、関係府省緊急連絡会議を機動的に開催し、適切に対応する。

- 2 地域における連携・協力の確保

○市町村においても自殺対策担当の部局等が設置されるよう、積極的に働きかける。

自殺を予防するための当面の重点施策(自殺総合対策大綱より)

自殺の実態を明らかにする

- 実態解明のための調査の実施
- 情報提供体制の充実
- 自殺未遂者、遺族等の実態解明及び支援方策についての調査の推進
- 児童生徒の自殺予防についての調査の推進
- うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発
- 既存資料の利活用の促進

国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施
- 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施
- うつ病についての普及啓発の推進

早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する

- かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上
- 教職員に対する普及啓発等の実施
- 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上
- 介護支援専門員等に対する研修の実施
- 民生委員・児童委員等への研修の実施
- 地域でのリーダー養成研修の実施
- 社会的要因に関連する相談員の資質の向上
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 研修資料の開発等
- 自殺対策従事者への心のケアの推進

心の健康づくりを進める

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備

適切な精神科医療を受けられるようにする

- 精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実
- うつ病の受診率の向上
- 子どもの心の診療体制の整備の推進
- うつ病スクリーニングの実施
- 慢性疾患患者等に対する支援
- うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

社会的な取組で自殺を防ぐ

- 地域における相談体制の充実
- 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実
- 失業者等に対する相談窓口の充実等
- 経営者に対する相談事業の実施等
- 法的問題解決のための情報提供の充実
- 危険な場所、薬品等の規制等
- インターネット上の自殺関連情報対策の推進
- インターネット上の自殺予告事案への対応等
- 介護者への支援の充実
- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知

自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ

- 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実
- 家族等の身近な人の見守りに対する支援

遺された人の苦痛を和らげる

- 自殺者の遺族のための自助グループの運営支援
- 学校、職場での事後対応の促進
- 遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進
- 自殺遺児へのケアの充実

民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の電話相談事業に対する支援
- 民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援

自殺対策加速化プランの策定等について

自殺対策基本法成立後の取組

- ・自殺対策基本法施行(平成18年10月)
- ・自殺総合対策大綱策定(平成19年6月)
- ・大綱を踏まえ、関係府省、地方公共団体、民間団体が連携して総合的な取組を実施
- ・全都道府県で自殺対策連絡協議会を設置

最近の自殺の動向

・自殺者10年連続3万人

自殺者数は、警察庁の自殺の概要資料によれば、平成10年に急増、以後10年連続して3万人台で推移

平成19年は、過去2番目に多い33,093人

・硫化水素による群発自殺

平成20年に入り、硫化水素の製造方法がインターネットで紹介されたことから、これによる自殺が群発し、家族や近隣住民にまで被害が生じるなど社会問題化

(1月から9月までの死者数は876人。また、硫化水素事案のうち、約4分の1の事案で第三者にも被害が生じている)

自殺対策加速化プラン

●は厚生労働省関係

※自殺総合対策大綱に基づき、策定後1年間のフォローアップ結果等を踏まえて、自殺対策の一層の推進を図るために、当面、強化し、加速化していくべき施策を取りまとめ

(現在の大綱に基づき、新たに具体的な取組を展開する施策に加えて、大綱の項目に明記されていない施策も追加)

1. 自殺の実態を明らかにする

<情報提供体制の充実>

●自殺統計に係るデータの分析・提供

<既存資料の利活用の促進>

○自殺統計原票への調査項目追加を検討

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

<児童生徒の自殺予防に資する教育の実施>

○教職員向けのマニュアルの作成を加速

○情報教育に関する手引きの作成

○生命を尊重する心を育む教育を普及

3. 心の健康づくりを進める

<職場におけるメンタルヘルス対策の推進>

●専門家派遣や担当者の育成等を実施

●産業医と地域保健等との連携による円滑な職場復帰支援の推進

<地域における心の健康づくり推進体制の整備>

●地方公共団体等に対する研修の実施

●精神保健福祉センターで復職相談を実施

4. 適切な精神科医療を受けられるようにする

<うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進>

●うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の調査研究を推進、継続的な治療・援助を行う体制を整備、自助活動への支援等を実施

●精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者について、早期発見、早期介入のための取組を推進

※大綱に項目追加

5. 社会的な取組で自殺を防ぐ

<地域における相談体制の充実>

●精神保健福祉センター等と関係機関の連携強化による相談体制の充実

○公的電話相談事業の統一ダイヤルを推進

<危険な場所、薬品等の規制等>

●販売事業者に対する注意喚起等の実施

<インターネット上の自殺関連情報対策の推進>

○第三者に危害を及ぼすおそれの高い物質の製造方法を教示・誘引する情報について削除するよう依頼するインターネット・ホットラインセンターの取組に対する支援

○「違法・有害情報」への対応等に関する契約約款モデル条項の見直し

○インターネット上の違法・有害情報の検出を行うための技術開発を推進

○青少年へのフィルタリング普及やインターネットの適切な利用に関する教育の推進等

※大綱に項目追加

<インターネット上の自殺予告事案への対応等>

○検索サイト管理者との意見交換等の実施

6. 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ

<救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実>

●心理的ケアを中心に関係者研修を実施

●自殺未遂者ケアに関するガイドラインを作成

7. 遺された人の苦痛を和らげる

<自殺者の遺族のための自助グループの運営支援>

○遺族の集いの開催に対する支援の実施

8. 民間団体との連携を強化する

<地域における連携体制の確立>

●先駆的な民間団体に対する支援の充実

●ネットワーク構築のための取組を促進

9. 推進体制等の充実

<国における推進体制>

○特異事案の発生等の通報体制の整備及び緊急連絡会議の開催

<地域における連携・協力の確保>

○市町村に自殺対策担当部局が設置されるよう、働きかけ

※大綱に記述を追加

自殺総合対策大綱の見直し

(経済財政改革の基本方針2008)

自殺総合対策大綱の一部改正 ※自殺対策加速化プランの策定にあわせ、大綱を見直し

- うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
- インターネット上の自殺関連情報対策の推進
- 推進体制等の充実

いのちを守る自殺対策緊急プラン(平成22年2月5日、自殺総合対策会議決定)

自殺対策基本法成立後の主な取組

- ・自殺対策基本法施行(平成18年10月)
- ・自殺総合対策大綱策定(平成19年6月)
- ・自殺対策加速化プラン策定(平成20年10月)
- ・地域自殺対策緊急強化基金の造成(平成21年度から3カ年)

最近の自殺をめぐる状況

- ・平成10年以降、12年連続年間3万人超
平成21年の自殺者数は、32,753人(暫定値)。前年比504人増。(1.6%増)
- ・厳しい雇用情勢
完全失業者数は14ヶ月連続して増加(21年12月末時点)

「自殺対策緊急戦略チーム」(内閣府政務三役及び内閣府参与)の発足

◆「自殺対策100日プラン」の取りまとめ(21年11月)

- ①年末・年度末に向けた緊急対策
- ②政府が取り組むべき中期的な施策等を提言

「当事者本位」の施策の展開へと政府全体が意識改革を図り、一丸となった対策の緊急強化

「いのちを守る自殺対策緊急プラン」の策定へ

いのちを守る自殺対策緊急プラン【概要】

1. 社会全体での取組

【普及啓発の推進】

- 「自殺対策強化月間」(3月)
 - 地域の先進事例の普及
 - 睡眠・アルコール問題
- 等

2. 相談・早期対応体制の充実・強化

【相談体制の充実・強化】

- ハローワークにおける心の健康相談
- 法テラスによる法律相談
- 中小企業経営者向け相談
- 教育相談(スクールカウンセラー等)
- 生活支援相談(住居、生活保護等)や農村における各種支援活動との連携

【早期対応体制の充実】

- ゲートキーパー(かかりつけ医、消費者相談員等)の育成・拡充
 - 職場での心の健康づくり
 - 「生きる支援」の総合検索サイトの取組の普及
- 等

3. 状況分析や実態解明による効果的な対策

- 自殺統計データの解析・情報提供の充実
 - 子どもの自殺の実態調査
- 等

4. 制度・慣行の検討

- 連帯保証制度等の在り方の検討
- 自殺の要因の背景にある制度・慣行の把握

5. ハイリスク地・ハイリスク者への重点的な対策

【ハイリスク地対策】

- 鉄道駅ホーム・高層建築物対策
- 自殺多発地域の取組の把握

【ハイリスク者対策】

- アルコール・薬物依存者等への支援関係者の資質向上
 - うつ病の診療技術の向上
 - インターネット上の自殺関連情報対策
- 等

6. 自殺未遂者への支援強化

- 精神科医と救急医の連携強化
 - 自殺未遂者の診療等の研修
- 等

7. 自殺者の遺族への支援強化

- 遺族支援の優良事例の普及
 - 自死遺族ケアの充実
- 等

8. 推進体制の強化

- 内閣府の総合対策センター機能の強化

9. ワンストップ総合相談体制

- 事例調査による総合相談体制の推進

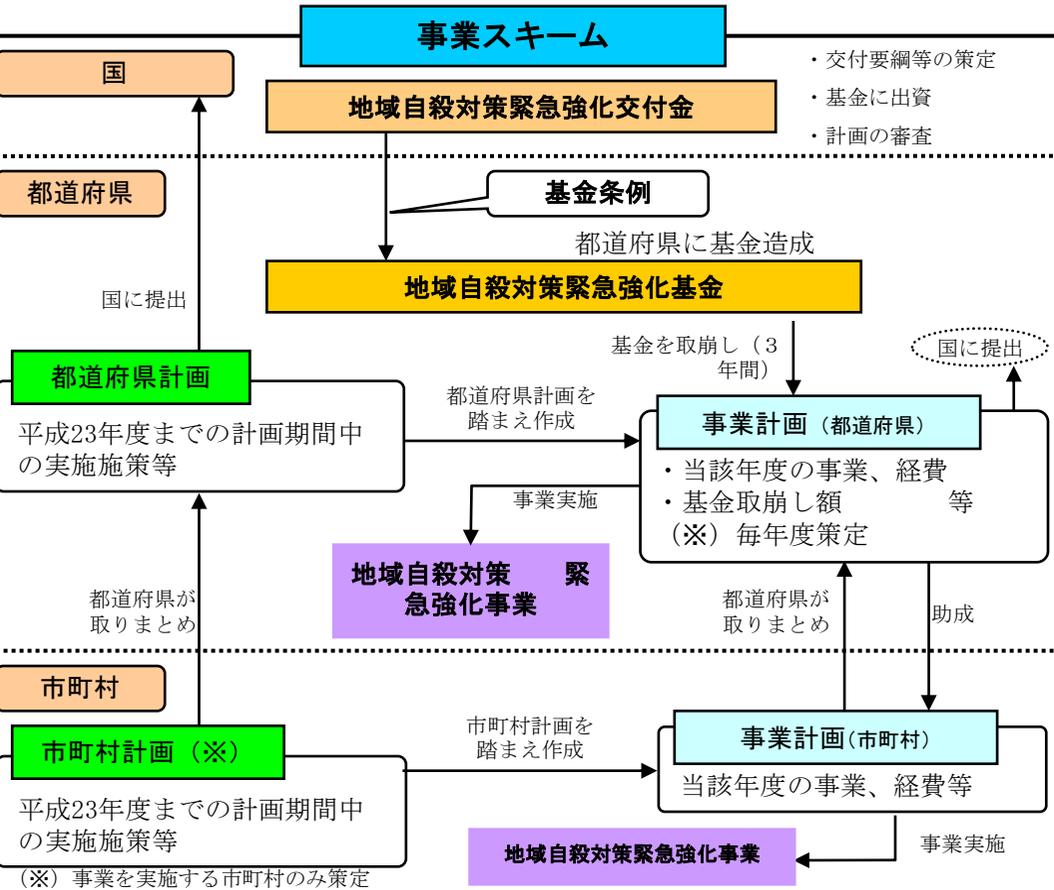
「地域自殺対策緊急強化基金」の概要

現状と課題

- 自殺者数は、平成10年以降11年連続3万人超（平成20年は32,249人[警察統計]）
- 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、追い込まれた人に対するセーフティネットとして、地域における自殺対策の強化が喫緊の課題

事業の実施

- 都道府県に当面の3年間の対策に係る「地域自殺対策緊急強化基金」(※)を造成。相談体制整備及び人材養成等を緊急に実施
 - 地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体の対策や民間団体の活動等の支援により、「地域における自殺対策力」を強化
 - 国は事業メニューを提示し、都道府県が地域の実情を踏まえて実施事業を選択するメニュー方式
- (※) 予算額：100億円、補助率：10/10（地方負担なし）、時期：21年度から23年度までの3年間で実施



事業メニュー

① 対面型相談支援事業

関係行政機関や民間団体で専門家を活用した自殺対策のための「包括支援相談」(※)を実施するなど相談支援体制を強化

(※) 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家による失業、倒産、多重債務問題等の相談について、心の健康相談とともに実施

② 電話相談支援事業

関係行政機関や民間団体が行う電話相談事業の充実

③ 人材養成事業

自殺を考えている人、自殺未遂者等自殺の危険性の高い人、自殺者の遺族等に対し、適切な対応・支援を行う人材(※)の養成

(※) 市区町村、精神保健福祉センター、保健所、ハローワーク、消費生活センター、民間団体の相談担当者等を養成

④ 普及啓発事業

国民一人ひとりが自殺予防のために行動(「気づき」「つながり」「見守り」)できるようにするための広報啓発を実施

⑤ 強化モデル事業

地域における自殺対策を緊急に強化するための事業(※)を実施

(※) ハイリスク地におけるパトロール活動の支援、一時的避難場所(シェルター)の提供、遺族のための分かち合いの会の運営支援等、その他地方公共団体が独自に取り組む事業

- (注1) 実際に行う事業内容は、都道府県が地域の実情を踏まえ、選択
- (注2) 各府省で実施する既存の自殺対策事業は、本基金事業の対象外

平成22年度厚生労働省自殺対策関連予算

平成21年度予算 19億円
→ 平成22年度予算 16億円

○地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組の支援 4.1億円 → 3.5億円

- 地域自殺予防情報センター運営事業
- 自殺防止対策事業
- 自殺未遂者・自殺者遺族ケア対策事業
- 地域精神保健指導者研修事業
- 地域依存症対策推進モデル事業
- 依存症回復施設職員研修事業(新規)

○自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成 10億円 → 10億円

- かかりつけ医心の健康対応力向上研修
- 自殺対策に係る研修事業
- メンタルヘルス相談実施体制の整備

○うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進 0.8億円 → 0.8億円

- 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」、「新健康フロンティア戦略」、「自殺総合対策大綱」に基づいた普及・啓発事業
- 普及・啓発活動を行う当事者育成のための専門家養成研修事業

○自殺予防総合対策センターにおける情報提供等の推進

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内数

- 自殺解析調査
- 自殺対策ネットワーク会議
- 情報収集発信(Webサイト「いきる」)
- 保健所、精神保健福祉センター、民間団体の相談員に対する専門研修
- パーソナリティ障害専門研修(新規)
- 認知行動療法研修(新規)
- 心理職等精神保健医療研修(新規)

○自殺問題に関する総合的な調査研究等の推進 3.2億円 → 0.7億円

- 自殺のハイリスク者の実態解明及び自殺予防に関する研究